

平成28年第 1 回定例会

(第 3 日)

平成28年 3 月 8 日

平成28年第1回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成28年3月8日（火）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	鳴 海 和 正	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
経 済 部 長	齋 藤 久 世 志	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	今 英 明	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	<small>選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者</small>	佐 藤 正 道
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前9時59分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

お手元に配布いたしました、議案第85号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案、これは最終日17日に審議する予定でありますので御熟読願います。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

第6席、4番、長内秀樹議員の一般質問を許します。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

○4番
(長内秀樹議員)

長内秀樹議員の登壇を許可します。

長内秀樹議員、登壇。

(長内秀樹議員登壇)

おはようございます。傍聴席の皆さん、インターネットのユーストリームでご覧の皆さん、改めておはようございます。

議長より一般質問の許可をいただきました、第6席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹でございます。

それでは通告にしたがいまして、一括質問方式で壇上より順次質問をさせていただきます。

最初に、1番、電力自由化に伴う本市の対応についてであります。

御存知のとおり、本年4月より電力の自由化がなされます。電力の小売り自由化は、平成12年3月から大口の大規模工場から順次自由化され、平成26年6月の改正電事法の成立により、本年4月1日から契約50キロワット以下の一般家庭まで電気の小売りが完全自由化となりました。これを受け、首都圏をはじめ全国で新たな新電力と言われる小売り電力会社の連立が目立っております。また、大手企業並びに各自治体においても、大手電力会社から価格の安いと言われる新電力会社に切り替え、経費の節減に取り組んだとの報道もなされております。

このような状況の中、我が平川市において、1. 電力自由化についての基本的な考え方、2. 現在の庁舎並びに関係施設ごとの年間の電力料金についてお知らせください。

次に、広報ひらかわの発信方法についてであります。

自治体の広報はお知らせが中心の、いわゆるお知らせ型広報と言われ、それが常道との意識で推移してきました。

しかし、最近では地方分権が進展し、まちづくりが主体の、しかもこれからの人口減少社会の中、お知らせとともに行政とのコミュニケーションツールとして対話型の広報へと変貌しなければならない時代となっております。実質、県内はもとより、他県の地方自治体が発行している広報紙を見てみると、いろいろなことが見えてきます。単なるお知らせだけの「お知らせ型広報紙」、結果報告の「結果報告、アライバイ型広報紙」、各課から集めて編集、編纂した「やりっぱなし型の広報紙」などさまざまなスタンスの広報紙が、まとめて2から3カ月分くらい通して見るとはっきり見えてきます。

このように、地方自治体の広報紙一つとっても、その自治体の考え方、方針、事業への取り組みの姿勢が見え、市民への対応への温度差が瞬時に見える時代になってきました。

そこで質問します。最初に広報ひらかわの現状についてお伺いします。

1. 毎戸への配布は、いつ、どのような方法で行っているのか。2. 現在の紙ベースでの印刷部数は。また、市のホームページ用のPDF版の掲載はいつ、どのように行っているのか。3. 紙ベースでの一部あたりの印

刷単価は、4. 以上、これらについて毎年検証はしているのか。以上4点についてお伺いします。

次に、i 広報紙の導入、検討についてであります。

i 広報誌とは、スマートフォンやタブレットなど携帯電子機器やパソコンなど情報通信機能がある電子機器で、全国の自治体発行の広報紙を誰でもが簡単に無料で見ることができるアプリケーションソフトです。スマートフォンやタブレット、パソコンにこのソフトを導入することで、いつでもどこからでも無料で閲覧することが可能で、しかも広報発信元の地方自治体も登録料は無料と、情報を受ける側も、また、発信する側も経費はかからない、まことに便利なアプリケーションソフトです。

総務省発表の最新版の平成27年度情報通信白書を見ますと、我が国の情報通信は大きく分けて固定電話の時代からインターネットと携帯電話、そしていまはブロードバンドとスマートフォンという方向で進化していると総括しております。また、この動向はますます拡大していくと見通ししております。

現在、スマートフォンの普及率は、平成26年度末で64.2%、27年度は今後発表されますが、確実な伸びが予想されてございます。また、インターネット普及率は82.8%、これまた高い数字をたたき出しております。地域差については大都市圏がやや高い傾向はあるものの、地方との大きな差はなく、普及率は確実に右肩上がり で推移していると報告してございます。

このような状況下に、我が平川市においてもi 広報誌に登録をし、誰でもが、どこにいても広報ひらかわを閲覧できる環境を整えるべきだと思います。特に、急激に伸びているインターネット環境の整った、全国にいるふるさと納税で本市に寄附をした人々に、本市の状況を伝えるためにもこのサービスを導入すべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。

次に、3点目は旧尾上中央公民館跡地と同庭園についてであります。

旧尾上中央公民館は、現在取り壊し更地となっております。同様に公民館に隣接されていた名庭園も解体され、現在は更地となっております。

そもそも、今回解体された旧尾上町中央公民館は昭和46年、当時の旧尾上町長の故葛西秋雄氏が持ち主であった内山家に何回とも足を運び、大儀をもって建設した尾上中央公民館であります。しかも隣接した庭園は、美濃国、現在の岐阜県生まれの放浪の画人と知られ、本県をはじめ北奥羽各地に長期にわたって逗留し、大石武学流の庭園づくりにも影響を与えた蓑虫山人(みのむしさんじん)作ともいわれる名庭園でありました。

そこで質問ですが、1. 旧尾上中央公民館跡地の今後の利用計画について、現在までの更地化までの経緯と今後の利用計画について、お伺いします。次に、隣接されていた庭園について、庭園が設置された経緯と今後の庭園の継承についてどのようなお考えなのかお伺いします。

以上、大きく分けて3点について明解なる答弁をお願い申し上げ、通告した質問をすべて終了いたします。

○議長

(長内秀樹議員降壇)

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

長内秀樹議員の一般質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、1点目の電力自由化に伴う本市の対応、または考え方についてであります。

国では、平成7年より電力自由化を実施し、それ以降も順次電気事業制度改革を行っております。その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故等により、電力をはじめとするエネルギー供給不足が大変な問題となりました。これらを契機に、これまでの電気事業制度が抜本的に見直され、新エネルギー等の導入が急激に展開されております。その一つとして、議員御指摘の、今年の4月1日から予定されている電力の小売全面自由化があります。これにより、すべての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

当市においても、昨年より津軽バイオチップ株式会社が未利用木材を収集チップ化し、株式会社津軽バイオマスイナジーがその木質チップを燃料として発電を行い、その発電した電力を株式会社津軽あつぷるパワーが売電するという農林業の副産物を活用した地産地消型の新エネルギー事業が展開されております。これは県内でも初めての試みであり、当市としても大変誇らしく思っております。

現在、当市の公共施設については、すべて東北電力より電力を供給していただいておりますが、この電気料金も市民の皆様からの税金等で賄っておりますので、これらを踏まえて少しでも経費節減ができないか検討しているところでございます。

次に、庁舎及び関係施設ごとの年間電気料についての御質問がございました。

当市の主な公共施設の平成27年の年間の電気料は、本庁舎が663万5,000円、尾上総合支所1,107万円、碓ヶ関総合支所95万9,000円、健康センター614万8,000円、平賀ドーム1,299万6,000円、文化センター1,005万8,000円、平賀学校給食センター1,782万4,000円、尾上学校給食センター195万2,000円、小学校が9校分で1,521万1,000円、中学校が4校分で1,068万1,000円、合計で9,353万4,000円となっております。

次に、広報ひらかわの発信について、配布方法、印刷部数、単価などは検証しているのかとの御質問にお答えをいたします。

広報ひらかわは毎月1万1,200部作成し、町会加入世帯へ1万59部、東京津軽平川会の加入者へ75部のほか、平川市企業連絡協議会の加盟企業等に発行日にあたる毎月15日に配布をしております。また、発行日に合わせて市ホームページにPDFデータを掲載し、パソコン等でも見るようにしております。

広報ひらかわは編集及び印刷を一括して契約しております。平成27年度の契約額は298万800円であり、1部あたり約22円となります。また、広報紙は各町会の公達員に配布を依頼しており、公達員に対し報酬を支払っております。平成26年度の支払額は188万7,000円であります。

広報ひらかわ発行にあたって、発行部数やページ数等については次年度の予算要求の際に担当課において検討しておりますが、編集及び印刷の経費は入札により決定しております。また、町会等への配布部数については変更の申し出があれば適宜対応しております。

次に、i 広報紙の導入についてであります。

広報ひらかわには、市民の皆様に対するお知らせをはじめ、市のイベント情報などを掲載しております。現在、紙ベースでの広報紙は市民を中心に配布しており、市外の方に対しては、平川市ホームページでご覧いただいている状況であり、議員が御提案のi 広報誌のサービスについては、いままです導入の検討はしておりませんでした。今後、検討させていただきます。

次に、旧尾上中央公民館跡地についてであります。

旧尾上町の中央公民館は昭和46年に建設され、築40年以上経過し老朽化が著しく危険であるため、本年度解体をいたしました。整地後の活用については、町会や商工会からの要望もありますので、当面、更地として地域行事等に利用いただきたいと考えております。その後の活用については現在のところ決まっております。

また、庭園については、明治20年に当時商家であった内山家が築庭したものとされており、言い伝えによると放浪の画家であり、各地で造園も手掛けた蓑虫山人が関与したとも言われているのは議員御指摘のとおりであります。昭和46年、尾上中央公民館建設のため内山家の土地を活用いたしました。その際、庭園の一部を御寄附いただいたものであります。尾上公民館が解体され、また、維持管理に相当の費用が必要となることから、庭園についても地域の了承のもとに撤去させていただきました。

これらの歴史的経緯を示すものを尾上公民館跡地に設置するかという御質問ですが、跡地の活用や維持管理と合わせて総合的に判断する必要がありますので、今後の検討課題と認識しております。私からは以上であります。

(市長降壇)

4番、長内議員。

大変御丁寧な答弁ありがとうございました。早速再質問をさせていただきます。

まず最初に、電力自由化に伴う本市の対応の1. 電力自由化についての考え方についてでございます。

いまお話をお伺いしましたところ、東北電力以外の電力を導入を検討していると前向きな御答弁をいただき、本当にありがとうございます。では、

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

そういう中において、県内で直近で供給できる、4月からすぐ供給できる電力会社は何社あるのか。また、地元企業であります、先ほどの御紹介にありました津軽あつぷるパワーとの話し合いはどのような形でしたのか、特に現在のこの地産地消の考え方からして、どのような状況なのか、この辺についてお知らせください。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

県内の供給できる会社は何社あるのかというような御質問です。県内で直近の電力供給できる株式会社は、いま現在ですね、青森県内に本社を有する新電力会社ということでは、当市の津軽あつぷるパワー、それから六ヶ所村の二又風力開発株式会社、八戸市の未来エネルギーホールディングス株式会社の3社あるようであります。

また、地元企業の津軽あつぷるパワーとの話し合いはしたのかということですが、今年の1月14日に津軽あつぷるパワーから市内の公共施設を津軽あつぷるパワーに切り替えた場合の電気料金をシミュレーションさせていただきたいとの提案がありまして、本庁舎、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所を除いた施設をお願いしたところ、現在の料金と比較しまして約5%の縮減になるという報告をいただいております。

当市といたしましては、平成24年度に策定した平川市新エネルギービジョンに即した地産地消型の事業者でありますので、公共施設の一部を新年度から津軽あつぷるパワーに変更したいと考えてございます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

県内にその3社が直近であると。県内の企業の中では3社があると。その中でも、我が平川市にある津軽あつぷるパワーはその中の一つだと、そういうようなお話。そしてその津軽あつぷるパワーさんからは、いろいろ御提案もあったというようなお話をいただきました。

そこで具体的に、もうちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

津軽あつぷるパワーさんと東北電力と比較した場合、メリットとデメリットについてももう少し詳しく、金額の話なども合わせましてお知らせください。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

津軽あつぷるパワーに切り替えた場合のメリットでございますが、まず第1には、電気料金が現在の料金と比較いたしまして約5%、金額にしますと約350万円削減されることであります。

次に、津軽あつぷるパワーの売電量は、年間約4万2,000メガワットアワーであります。そのうち市が年間必要とする電力量約3,000メガワットアワーを市で購入することになれば、安定した供給が確保されます。この結果、会社の経営も安定し、農林業から出る副産物の供給ルートの充実や地元雇用の維持・確保が図られるということがメリットとしては考えられます。

また、デメリットでございますが、災害時における停電時の復旧対応が

考えられると思います。

平成23年3月の東日本大震災の時に、当市でも長期間にわたり市内が停電いたしました。その時の電力復旧状況を振り返りますと、まず始めに本庁舎付近が復旧され、その後だんだんと周辺が復旧していきました。

本庁舎や総合支所は市や地域の防災拠点であり、災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮しなければならない施設であります。災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、早期復旧が求められる施設であることから、いままでの実績を踏まえ、これらの施設についてはいままでどおり東北電力株式会社をお願いしたいと考えてございます。

○議長

4番、長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

ということは、4月からはそのあっぷるパワーさんに契約して5%削減の350万を削減していこう、こういう計画だというに承りました。

さて、庁舎はわかりました。一般市民、一般市民に対して、いま4月1日から新電力ができるわけでございますけれども、一般市民が供給できる新電力会社、こういうのはどのぐらいあるもんか、その辺はお調べになってるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(鳴海和正)

平川市民に供給できる新電力会社はというようなお尋ねでございます。一つとしては、まずは東北電力です。それと、HTBエナジー株式会社、KDDI株式会社、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社、イーレックススパークマーケティング株式会社の5社あるようでございます。電力会社によってさまざまなプランがあり、自分で電力会社を選べるようになります。

また、東北電力の新たなサービスは、個人のお客さまに対しましては、今年の4月1日から、一般の御家庭をはじめ、商店、事務所、飲食店などライフスタイルや用途などに合わせた電気料金プランが用意されているようですが、法人のお客さまに対しては電力の自由化に伴い、すでに平成26年4月1日から新しい料金体制となっております。

○議長

4番、長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

そうしますと、庁舎は新たなその地産地消の電力でと。一般企業の、一般家庭の方々は、そのいまお話し5社ぐらいのところからというようなお話、御紹介いただきました。

こういうような状況を踏まえて、次の質問に入らせていただきます。次の、2番目の庁舎及び関係施設ごとの年間電力料金のお話にちょっと入らせていただきます。

まず、そうした場合、いま先ほど市長からお話を聞きますと、平賀本庁舎の27年の年間の電気料金が663万5,000円、尾上庁舎が1,107万、碓ヶ関が95万9,000円と。私、いまこのお話を聞きましてびっくりしたのが、尾上庁舎が、平賀のこの本庁舎の、計算しますと166%。それからもう一つびっくりしたのが、平賀の学校給食センター1,782万4,000円ですか。反面、尾上

学校給食センターが195万2,000円ですよ。195万2,000円。平賀学校給食が1,782万。これ計算しますと平賀のほうが尾上の910%。この差、この要因というのは何ですか。

○議長

尾上総合支所長。

○尾上総合支所長
(原田耕一)

尾上総合支所の電気料金が本庁舎に比べて、まずあの倍に近いという御指摘で、その要因は何かということについてお答えします。

尾上総合支所にはですね、この電気料金の中に尾上保健健康センターの分も入っております。それはなぜかと言いますと、その敷地内にキュービクルという電源供給する施設がありますが、それ1箇所しかない。その1箇所についてのメーターが1箇所ですので、そこに建っている健康センターと尾上庁舎の分を合わせて電気料金を支払っているということです。

そして尾上庁舎の中には、生涯学習センターという機能もありまして、図書館も併設してございますので、その分の電気料も若干増えていると、それが要因になっていると思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長
(小林留美子)

お答えいたします。

平賀学校給食センターと尾上学校給食センターの電気料金の違いについてでございますが、給食をつくる際の熱源何に頼っているかということでございます。平賀学校給食センターは電気を、尾上はガス等を使っておりますので、非常に電気料金の差、熱源の違いによって出てきております。

○議長

4番、長内議員。

○4番

はい、わかりました。

(長内秀樹議員)

まず、本庁舎のお話の件でございます。保健センターが入っていて、キュービックが入っている。キュービック、変圧器ですよ。が入っていて違うと。これらを按分して、実質、平賀庁舎と尾上庁舎の割合の程度、金額、どの程度なのか。

それから、いまの給食のお話です。電気を使ってる、ガスを使ってる。それじゃカロリーでお話し下さい。カロリーベースで何キロなのか。あ、やめます、カロリーやめます。ちょっとすいません。やめます。すいません、最後のほう割愛させていただきます。本庁舎と尾上庁舎のほうの電気のほうでもう一回、按分した数字が、金額がわかりましたらお願いします。

○議長

尾上総合支所長。

○尾上総合支所長
(原田耕一)

金額という、これは敷地面積で按分しております。尾上庁舎の中には街灯とか電気を使ってる部分が敷地内に広範囲にありますので、一応、健康センターのほうの面積ということで、18%分を健康センター、要するに先ほどのほうからいただいたということで。それを除きますと尾上庁舎で使ってる電気代はですね、年間900万ぐらいということになります。以上です。

○議長

4番、長内議員。

○4番

はい。んだっていうことはわかりました。

(長内秀樹議員)

時間もあれであれなんですけども、いまお話を聞いて、電力の時代をこ

う考えてみますと、今回、いろいろな庁舎を新電力へ移行して、5%の350万を浮かすと。非常にいい考え方です。では、その浮いた350万で、次の手を考えるべきだと私は思うわけです。

例えば、いま尾上庁舎、それから碓ヶ関の庁舎、本庁舎、この電力を、例えば電気をLED化した場合、さらなる削減が見込まれるわけです。行政のスタンスというのは、常にこういう前向きな攻めのスタンス、常に前向きな攻めの考え方を持って、圧縮して経費削減していくのがやはり行政マンの考え方ではないでしょうか。ぜひとも今回350万が浮くんでしたら、庁舎のLED化を進め、さらなる圧縮を図っていく。この辺について市長、どういうふうに考えて、御答弁願えればと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

長内議員のほうから、いわゆる新電力を使うことによって浮いたお金で、さらに次の攻めの施策をすべきだというお話でございましたが、まさにそのとおりだというふうに考えます。

私どもといたしましても、これは庁舎のLED化という、尾上庁舎のLED化になろうかと思えますけれど、御提案でありましたが、その辺のところをこう踏まえながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

3回目でしたか。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

一般質問ですので、自由にどうぞ。

すいません。時間もあれで、非常に市長のいい御答弁いただきましてありがとうございます。

こう考えていきますと、いま庁舎の場合はそういう形で圧縮していきます。市民へのほうはと考えてみた場合、実は我々、我が会派で勉強会をやりました。電力について勉強会をやりました。その際、民間の家庭では、いま電力計がスマートメーターというものに代わっていくそうです。

そのスマートメーターというものは、30分単位でそのうちの電気料が把握できるそうです。私もちょっと調べてみました。スマートメーター詐欺がこれからはやるそうです。市長のほうでそのスマートメーターなども含めて、スマートメーター詐欺なども含めて、防止を考えた対策といいますか、いろいろそういう次の手、次の手を、攻めの姿勢が私は必要だと思うものですから、その辺について、スマートメーターなどについても、市民に対する警告なども含めまして御答弁を願えればと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

スマートメーター、新電力が始まることによって、電力の自由化が始まることによってさまざまな詐欺等が可能性としてあるというふうには聞いております。

ですから、これから始まる電力自由化の中で、市民の皆さんが注意しなければならないのは、私も議員御指摘のとおり、この自由化詐欺っていい

ますか、そういうことだと思いますので、怪しいことを言われたら相手の説明をそのまま鵜呑みにしないと、まずは電力会社のほうに相談してみるとかそういう対応を市民の皆さんにもしていただくように、これから市のほうでもなんらかの形で対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

はい、ありがとうございました。

時間もなくてすみません。次、広報ひらかわのほうに入りたいと思います。広報ひらかわの発信方法についてでございます。先ほど理事者側のほうから部数、印刷経費などお伺いいたしました。

昨年、議会で研修に行った際、和光市議会に行きました。和光市においては、私、聞いてきたんですけども、和光市は広報わこうを4万1,200部、そして1部あたり24円75銭かかっているそうです。本市は、いまのお話ですと大体1部22円ですか。っていうことですので、非常にこの辺について金額が安ければいいというもんじゃなくて、私、こういう考え方をしています。1ページあたりのこの製作コストを表示をするという新しいいま考え方が生まれてございます。1部あたりいくらかかっているんだということで、表示をすることによって、その表示で一般市民にもこういうものにお金がかかっているんだという気づかせる効果というのが生まれているそうです。

単なるサービスもこれからはお金の時代です。安全もお金の時代なんです。一歩前踏み込んだ、そういうようなコストを表示するという考え方、この配布方法、印刷部数、単価などについて、その価格表示についてどのように考えているか、御答弁を願えればと思っておりました。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

今回、非常に斬新な御提案だと、いま感じてございます。

いま、例えば市で発行するそういう印刷物については、今後、そういう形でそのコストと申しますか、1部あたりいくらっていうふうなことも今後は掲載していくということでは考えてございましたが、広報誌についてまでってというのは、いま議員が御指摘されて初めて気づいたところでございますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

はい、一つ御検討していただければと思います。

よく、水それから安全、これは無料だという考え方がございます。本当に無料でこれからの時代いいのか、人口減少社会の中、負担率が大きくなるこの時代において本当にこれでいいのか、などなど気づかせるためにも、お互いにみんなで力を合わせて前向きな姿勢でというのが私の考えでございます。

続いてi広報誌、専用アプリケーションの導入についてでございます。

現在、本市は紙ベースで、PDF版で、インターネットで発信という形になってございますけれども、私も大分調べまして、i広報誌については非常によろしい、いいものだと思っております。本当にこのi広報誌を見ます

と、他の市町村のものが本当にわかってきます。投げやりな広報誌をつくっている市町村、本当にわかってきます。それから、アリバイだけが好きな広報誌もあります。もちろん、従来どおりのお知らせ一方向のお知らせ専門広報誌、見えてきます。そのためにも、こういう i 広報誌を皆様方も一つ見ていただきたいと思います。そして、この i 広報誌、ぜひともに本市で導入していただきたい。

それからあわせて、次のステップもございます。

AR という動画がございます。東奥日報などを見ている方は、東奥日報に必ず動画配信の部分が出てきてます。広報誌にもございます。いま時代はそういうふうには伝えられないものは動画でも伝える時代なんです。先ほど一括質問でお話を申し上げましたとおり、インターネットの普及率、i p h o n e の普及率、世の中の趨勢はそちらのほうに向かってます。前向きな姿勢で一つ進められることをお願い申し上げたいと思います。

あわせて、多分 AR についても私、i 広報誌でも質問しましたので、じゃあ調べているかと思えますけれども、その辺についてお答え願えればと思ってます。

総務部長。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

はい。議員御提案の i 広報誌は、民間企業が提供するサービスで、自治体が利用契約を締結することで、専用のアプリケーションをインストールしたスマートフォン等から、その自治体の広報紙を見ることができるということで伺ってございます。

また、その広報紙をどこにいてもスマートフォン等で見るということ、さまざまな世代に広報紙を読んでもいただくためにも、とても有効であるというふうに思います。また、市の情報を発信するためにも効果的であると考えますので、議員御提案のサービスも含め、効果的な発信方法の検討を進めてまいりたいと思っております。

また、AR についてもお尋ねございましたけれども、例えばスマートフォンをかざすと平面に見えていた画像が動き出し、動画として見られるようになるといった機能で、写真だけでは伝えられない音声や動きの情報を発信することができるというメリットがあります。

この機能を導入するためには、広報誌の取材時にですね、同時に動画撮影も必要となるなどの課題がありますので、導入についてはいまま少し時間をかけて検討させていただきたいと思っております。

4 番、長内議員。

○議長
○4 番
(長内秀樹議員)

はい。その AR については時期早尚という。青森県内でいろいろ地方紙などを見ても、タブレット版のいろいろなものの地方紙がございます。専門誌もございます。そういうような中にも、ようやくいまこういふから出てきた感じ。ただ、広報誌においては、大分いまいろんな地域の広報誌に AR がありますので、一つ本議会を傍聴している市民の方、また本日ここにおられる方々におかれまして、AR についても興味をいた

だいていただきたいと思う次第でございます。

i 広報誌については、一つ前向きな取り組みということで期待をしているところでございます。

時間もなくなりましたので、最後のほうの旧尾上町中央公民館の跡地について御質問させていただきたいと思います。

先ほど更地化までの経過、今後の計画がまだと。庭園においてもまだというようなお話を聞きましたけれども、まず、今後の中央公民館の今後の跡地利用計画についてですけれども、提案としまして、この跡地利用法をどうするのかということですから、いままでと違ったスタイルといえますか、跡地利用検討委員会の設置を私のほうから御提案をしたいと思えます。やはりこういうようなものの、これからの方向性については地域の若い人、女性、いろんな人の意見を聞いて、将来どうやっていくか検討すべきだと思います。いままでのこの検討のやり方を見ますと、トップダウンとは言いませんけれども、どうも関係者が、言葉は悪いですが上目線で、上からのスタンスでものを考えるような体制が強うございます。

ボトムアップという戦略がございます。下から意見を吸い上げ、そしてその下からの意見を上でさらに噛み砕いて、そしてもう一度下のほうに、下と言いますか、普通の市民のほうに提案をし、さらに検討してもう一度最初からスタートをして話し合いをしていくと。時間はかかります。時間はかかりますけれども、確実な意見の集約ができる方法がボトムアップだと思います。トップダウン、プラスボトムアップ。この二つの上手な使い方をするためにも、跡地利用検討委員会の設置を女性、若い人、地域で暮らして50年、80年になる人。いろんな人の意見を聞いた跡地利用検討委員会の設置を私のほうから提案したいと思えますけれども、市長の考えはいかがか、お伺いしたいと思います。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

ただいま議員から御提案が二つほどございました。

地域の代表者を加えての跡地利用検討委員会、それからまた庭園跡を示すメモリアルブース等の設置については、いまのところは考えてございませんが、跡地の活用等については、議員御指摘のボトムアップ等の手法を取り入れながら広く市民の利益になるよう慎重に進めてまいりたいと考えてございます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

はい、ありがとうございます。ぜひともそういうボトムアップ方式も含めて地域の声を拾った検討委員会が立ち上がり、そしてそこにおいて検討して、今後の利用計画をつくっていただければと思います。

そのいま更地のところですが、まち懇などやっていただくと。跡地で、高木の町会が町会会館の建設をしたいということで要望をしているかと思えます。現在の状況について、わかっているところまで結構ですのでお知らせください。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

現在の状況というお尋ねでございます。

集会施設の建築につきましては、耐震性をクリアしていない施設、また、耐震性をクリアしていない可能性のある施設を管理・使用している町会から改築または耐震改修の希望が提出されておりまして、高木町会からも尾上公民館の跡地を活用して町会会館を新築したい旨、希望が提出されております。

平成28年度から耐震性をクリアしていない施設、また、耐震性をクリアしていない可能性のある施設について、改築または耐震化が行われる予定となっております。平成28年度は猿賀公民館と東公民館が対象となっております。平成29年度以降も建築年度の古い順に改築または耐震改修が行われる予定ですので、高木町会の会館の建築内容、そしてまた建築場所などについて今後検討していく予定となっております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

はい、ありがとうございます。

高木のお話をしましたら猿賀と東公民館のお話までいただきまして、本当にありがとうございます。

こうやってみますと旧尾上中央公民館の庭園が壊され、蓑虫山人の歴史がなくなって、そしてメモリアルブース的なものもという先ほどのお話いただきました。さらに跡地については、行政、若者など取り入れてつくっていくというようなことですが、ぜひともにその、私、思いといいますか、庭園、メモリアルブースをつくる際には、一過性をやめてほしいんですよ。一過性の考え方。いまの時代やはりストーリー性、いい言葉で言えば物語的に、昔ごごに何々あったなど、そしてこったことやっただいなど、そういうなストーリーが出るような感じのメモリアル的なもの。

非常にこれからいろいろな場面でいろんなものがなくなると、ものがここにあったんだよなという、そういう歴史保存の仕方が変わっていくかと思えます。その際には、ただ単にこごにあったんだっつうことでなく、ストーリーがあるようなあったんだと。それが、やがては将来の我々の孫、子ども、その次の時代に言い伝えて、それが観光遺産になるかもわかりません。やりっぱなしでなく、その次の手も考えたメモリアル的なもの。そういうものを一つ頭の片隅に入れていただくようお願い申し上げまして、私の質問をすべて終わらせていただきます。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。

11時10分まで休憩とします。

午前10時57分 休憩

午前11時9分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○12番
(大川 登議員)

第7席、12番、大川 登議員の一般質問を許します。

大川 登議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

大川 登議員の登壇を許可します。

大川 登議員、登壇。

(大川 登議員登壇)

議長の許可が下りましたので、一般質問をいたします、12番、大川 登でございます。

記録的な少雪、暖冬で終わったこの冬は、除雪・排雪の手間を考えると、私たちにとってはとてもありがたい冬でありました。ぜひ来年もお願いしたいと、とは思うわけですが、これも温暖化のせいなのか、はたまた神の恵みと思えばいいのか、今後、水不足や冷夏などのしっぺ返しが来るのではと何やら不気味な感じさえ思えます。

さて、今回の一般質問は、消雪・融雪の基本的な考え方について質問します。理事者の明解な回答をお願いいたします。

まず第1に、少子高齢化と排雪の矛盾についてであります。

先日、一般質問における参考として、平川市のホームページを通じてまちづくり懇談会の議事録を拝見いたしました。やはり皆さん、雪には相当苦労されているのがよくわかります。なかでも、融雪溝の設置問題が多く取り上げられているように思えます。

しかし、考えてみてください。核家族化が進み、高齢者だけの世帯がどんどん増えています。どんな立派な融雪溝を設置しても、その排雪口に投入することができない。そんなのがたくさんあります。私の家の近くにもあります。間口がおよそ50メートル。除雪車の置いていった雪が硬く締まり、そこだけがてんこ盛りになっております。その下には融雪溝があるのですが、人力が使えず、まったく無用の長物と化しています。こういった事例は、ますます増えていくはずです。

これからは、人力除雪に頼らない融雪方法を探っていかなければならないと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

次に、地熱の利用について質問いたします。

冬期は雪による渋滞問題が起きます。当市はそれほどでもございませんが、弘前方面等で仕事をされている方は、雪が降ると30分早く出かけるという人が多いようです。それでも遅刻することがあると知人が嘆いておりました。いわゆる経済的損失です。雪国の宿命と言ってしまうとそれまでですが、何とか方法を考えていかなければならないと思います。

私事ですが、9年前市議会議員になったときに、弘南電車で通勤している家内から、冬の歩道をなんとかしてほしい、危なくてしょうがないと言われたことを思い出しました。当時はそれこそ雪国の宿命だ、しょうがないだろうと思っていましたが、先ほど述べたように高齢化社会が進むと人力除雪ができなくなります。人工融雪を考えていかなければならないと感じました。

例年の冬は、除雪車は車道が優先で、歩道には手が回らない状態です。まずは歩道の融雪を考えてみてはいかがでしょうか。井戸水を利用した融雪が大半ですが、井戸は枯渇や地盤沈下の恐れがあることを考え、また、地球への環境保護を考え合わせれば、地熱の利用が一番いいのではと思っています。市長の御見解を伺わせてください。

最後に、融雪装置補助事業の導入についてを質問します。

いままで申し上げてきたとおり、高齢化社会による弊害はどんどん進行します。人力除雪のできない世帯は、当然、自分の家の周りも除雪できません。となると、人工融雪に頼るしかありません。そこで、お隣の弘前市は消雪・融雪の方向に舵を切ったように思えます。

モデル事業として不動産業者に募集をかけ、宅地分譲地に補助金を出し、井戸を掘削し、降雪センサーにより雪を感知すると自動で道路中央に1.3メートル間隔で設置した散水栓より水が噴出するという優れものでありました。現地を見学したところ、宅地内の雪も散水されており、まるで周囲の風景とは違った環境に思えました。いま、第2の補助事業としてダブル融雪と称し、同じように消雪した水を排水を兼ねた融雪溝を使って宅地内の雪を排雪するという消雪・融雪を始めており、まもなく分譲を開始いたします。4度にわたった事前説明会が好評で、今月も追加説明会を行っています。また、既存の住宅に関しても融雪装置設置補助金を用意し、融雪意識を高めています。

我が市でもこういった補助事業を行えるものなのか、市長の考え方をお聞かせください。以上、壇上からの質問を終了いたします。

(大川 登議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

第7席、大川 登議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

消・融雪の基本的な考え方について、1点目として、少子高齢化と排雪の矛盾について御質問がございました。

平川市では、日ごろ市政全般に関して思っていることや要望など、市民の皆様の御意見をお伺いするまちづくり懇談会を開催しているところではありますが、その中でも融雪溝設置の要望が多くあります。

市が整備する融雪溝の設置目的は、冬期間の地域の道路環境を地域の力で良くしていくことにあります。高齢者世帯の家の前も含め、協力が得られる地域には安定した水源と放流先の確保が可能か調査し、融雪溝整備について検討していきたいと考えております。なお、すでに融雪溝が設置されている地域の方にも、自分の家の前だけでなく、高齢者だけの世帯の家の前も含めて融雪溝を有効に利用していただきたく、管理組合を通してお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、高齢化が進む社会において、人力除雪に頼ら

ない融雪方法を探ることは雪国の重要な課題として受け止めており、引き続きその対策を検討してまいりたいと考えております。

2点目の地熱の利用についてであります。

歩道融雪に地熱を活用する手法ということですが、冬期間における車の渋滞や歩行者の危険性は雪国の宿命であります。平川市ではその問題を少しでも解消できるよう、積雪や道路状況に応じた除雪や凍結防止剤の散布を行い、また、歩道除雪は市が所有するロータリー除雪車が入ることができ、車や歩行者の通行が多く危険な路線について行っており、交通の安全確保に努めているところであります。

現在、従来から行われている地下水を利用した散水融雪や石油を使ったボイラー融雪、電気を使ったヒートポンプ融雪よりも環境への影響が少ない融雪方法として、議員御指摘の地熱を利用したヒートポンプレス地熱利用融雪方法など、大学や民間事業者による環境配慮型の各方法があるものと認識をしております。

今後、歩道の地熱融雪実施にあたっては、これまでの事例を参考に、新たな融雪方法にかかる費用や効果、問題点などを比較検討していくことが必要になるものと考えております。

3点目の融雪装置補助事業の導入についてであります。

融雪装置補助事業の導入ということですが、弘前市では道路への散水融雪の実証実験を行っている地区があると聞いております。過去において、散水方式では融雪された路面に帯状の雪が残ったり、散水栓の目詰まりにより路面凍結するなどの問題があったとも聞いております。

市では、開発事業者による宅地開発許可にあたり、除雪ドーザによる除雪が十分に行える道路計画と雪置場の設置を求め、散水融雪設備への補助は行っていません。今後、他自治体の道路融雪装置の事例を参考にしながら、開発事業者への過大な負担にならない、効果的な道路融雪の方法について検討してまいります。

また、弘前市が行っている宅地内の融雪設備への補助については、地下水散水融雪装置は対象外であり、雪を融かす融雪槽や融雪機と、石油や電気による温水パイプや電熱ヒーターで積もった雪を融かすロードヒーティングや屋根融雪が対象となっております。

補助対象となる宅地内の融雪設備だけでは、道路除雪により路肩に寄せられた固く締まった雪を融雪することは難しく、高齢者だけの世帯への雪対策としては不十分であります。社会福祉協議会が行っている小規模除排雪事業や道路融雪方法など、他の自治体の取り組みも参考にしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。以上であります。

12番、大川 登議員。

すべての質問に関連性がありますので、全体としてお聞きしたいと思っております。

○議長
○12番
(大川 登議員)

実際、今年雪が少なかったからこういう思いが出てくるのかなというふうには感じてますけれども、気象庁が発足したのが1872年だと。青森の気象台ができたのは1946年だそうです。ネットで調べたんですけども。そこからでも50年、60年、70年か。終戦直後ですから、その時期からでももう、冬の気温っていうのは2度上昇しています。平均気温はプラスです。だからなんでしょうか。弘前市がこうやたら凍結とかは考えないのかなと。多分、大学の研究とかから、先生から聞いてそういうことになってるのかなとは思いますが、凍結というのを前提としない、そういうやり方ですよね。確かに弘前の市長は、スマートシティと称して選挙公約で冬でも快適な暮らしというふうなことをうたってるわけですから。先ほど、平川市では井戸水を使う融雪は行っていないということなのですが、それは大体察しがつくんですが、その理由はなんでしょうか。

○議長
○建設部長
(櫻庭正紀)

建設部長。

お察しのとおりだと思うんですけども、まず、地下水豊富に、地下水が存在するという前提であればそれなりの効果も、当然10メートル以下になりますと水温も安定しますので、冬期間には非常に向いていると思われまうけれども。

現在、さまざまな地域の住民の方が、井戸を現在使っておられる状況にあります。その中で、大量にボーリングをするということになりますと、その地盤沈下はもちろんですけども水源が枯渇するなどの心配もあると。そういう対策も講じながらさらに深いところも探すということもあるんでしようけども、現状ではその辺のリスクがありますので、行う場合も住民の理解と協力がなければできないものだというふうに思っております。

○議長
○12番
(大川 登議員)

12番、大川議員。

はい、よくわかります。

私も個人的にはその枯渇ということを見ると、散水栓のほうは果たしていいのかなというふうにして感じてますし、個人的にはこの融雪溝というものにも、やはり疑問を感じます。

これからますます高齢化社会を考えると、どうしても違う方法というのを考えていかなきゃいけないのかなと、そういう時代に入ってるんじゃないかなと思います。そこでですね、やはりうちらも社会実験としてといたしますか、せめてこう融雪というものを促す意味でも、景観の意味でも、市の玄関口として駅から市役所までの歩道を、地熱の融雪というのを考えていただきたいのですが、市長、どうかよろしくお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

市の玄関口としても、駅前からの市役所までの歩道の融雪というようなことだと思いますけれど、いま議員御承知のとおり、駅前から平川庁舎まで、これは町居平賀停車場線でありますけれど、電線共同溝事業、地中化を進めております。来年度で一応十文字のところ、マルチ薬局のところまでは終了となりますが、その後も地中化を進めたいということで、国・県

のほうに要望を出しております。

そういう共同溝事業の絡みもありまして、なかなかその、しかもあそこには融雪溝の設置もしておりますので、そこを地下水を使った融雪等になるといって、あ、地下水じゃないです、そこに新たに融雪の施設を整備するということになるとなかなか難しいと思います。

○議長

12番、大川議員。

○12番

(大川 登議員)

しかしながら、やはりあの雪のない冬の歩道というのはまず見事なものでして、ぜひそこら辺をこう考えていかなければならないんじゃないかなというふうにして思ってるんです。共同溝ができるのであれば、それに合わせて一緒にやるとかという方法もあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

共同溝をやった場合、歩道、電柱も寄せることになりまして、そういう意味ではどういうふうな可能性があるのか、県道でありますので、県とも協議して、その可能性を探ってまいりたいと思います。

(大川議員より一般質問終了の意思表示あり)

○議長

12番、大川 登議員の一般質問は終了しました。

第8席、9番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、石田昭弘議員の一般質問を許可します。

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

8席、9番、新風の会、石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい質問させていただきます。

最初に、市制施行10周年を迎えることができましたことをお祝い申し上げます。

合併から今日に至るまで御尽力くださった皆様に心から感謝申し上げますとともに、次なる20周年、さらにその先の30周年をどのような姿で迎えることができるかはいまの私たちの責任であり、いかに考え行動するかにかかっています。これから本格的に展開していく、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略及び新市建設計画にしっかりと取り組み、市民憲章の前文にうたっている「ひと・家庭・地域・産業がきらめく活力にみちた平川市」を次の世代へと繋げてまいりたいと思っております。

さて、元気なまちづくりプロジェクト10の「子供が元気」に「本市の未来を担う子供たちが、確かな学力を身に付け向上させることができるよう学習指導の充実に努めてまいります。」と、教育について述べています。

平川市の児童・生徒は平成27年度1,487人います。どの子もみな可能性を秘め、将来への希望を持っています。そうした、まだ何者にもなっていない子供たちの可能性を引き出し、才能を開花させ、さまざまな世界において希望を実現し、活躍できるようにするものが教育です。

教育には人を変える大きな力があります。そうした希望を実現できる力

をもった子供たちが、平川市や日本の未来を担って行きます。イギリスのサッチャー元首相が、経済で国は滅びないが、教育で国は滅びるという言葉は残しているように、国づくりは人づくり、その根本にあるものが教育です。ですから、教育の現場である学校の使命は非常に大きなものであると言えます。その学校が十分に責任を果たし、すべての子どもたちが将来の希望を実現できるように願いながら質問に入らせていただきます。

項目の1として、発達障害のある児童・生徒の対応について伺ってまいります。

①発達障害のある児童・生徒の推定数について質問いたします。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒が増加する傾向にあると言われていています。

例えば、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育支援を必要とする児童・生徒について、文部科学省が平成24年に実施した通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査の結果では、約6.5%程度で通常の学級に在籍している可能性があることが示されています。

この割合を平成27年度の当市の児童・生徒に当てはめると、小学校で約97人、中学校で約55人が発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒となりますが、このようにとらえてよろしいのでしょうか、御答弁願います。

②発達障害のある児童・生徒の対応について質問いたします。

発達障害のある児童・生徒の対応は認定が極めて難しく、家族や本人も自覚していないケースがあるのではないのでしょうか。その点も踏まえた特別支援教育はどのようになっているのか。また、今後、新たな取り組み等、考えているのであれば御答弁、また、お教え願います。

③通級指導教室の設置について質問いたします。

特別支援教育に通級による指導があります。通級とは、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場所、つまり通級指導教室で受ける指導形態です。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱の子どもたちです。

通級指導には、在籍する学校内に通級指導教室がある自校通級、通級指導教室を設置している近隣の小・中学校や特別支援学校などにその時間だけ通う他校通級があります。

平川市には対象となる学校がありませんので、黒石市及び弘前市に通う他校通級になります。保護者や児童・生徒の利便性を考えると、市内にも通級指導教室の設置が必要であると思いますが、御答弁願います。

④発達障害といじめについて質問いたします。

高機能広汎性発達障害の7割がいじめの標的になっているとの研究報告

○議長
○教育長
(柴田正人)

があります。この背景には、教師が発達障害について理解していないことと、正しい対応ができていない事があげられています。この点に関して、対応は十分になされているのか、御答弁願います。

教育長。

石田議員の御質問、発達障害のある児童・生徒の対応について、お答えをいたします。

第1でありますけれども、推定数についてでございます。

通常学級における発達障害の可能性のある児童生徒につきましては、本市独自の調査は実施しておりませんが、学校訪問や学校との情報交換を通しまして把握した限りでは、本市においては通常学級において何らかの支援が必要であると思われる児童生徒は、文部科学省の調査結果と同様であるととらえています。

二つ目でありますけれども、障害のある児童・生徒の対応である特別支援の今後の方向性・状況ということですが、発達障害はその症状が低年齢において発現することが多く、早期からの対応が重要となります。

教育委員会では、健康福祉部、市内各保育園との連携を深め、情報を共有しながら、就学前からの継続的な就学相談や就学移行支援を行っております。就学後の通常学級における特別支援教育としましては、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、自己理解・他者理解を図るとともに、集団の中でできる個別の支援を行い、学習面や行動面、対人関係におけるつまずきや失敗体験の積み重ねを起こさせない予防的対応に努めております。

3点目、通級指導教室の設置についてであります。

現時点で、黒石市立中郷小学校への通級生は小学生4名、幼児27名の計31名となっております。12月末までに通級指導が終了した小学生1名、幼児4名の計5名を含めると、今年度本市から通級した幼児・児童は36名になります。

通級指導教室において、早期から個別の指導や支援を受けることにより、障害による困難の改善・克服が図られることから、その必要性は認識しているところであります。障害の種類により準備すべき施設・設備・教材も異なることから、今後、関係各課・各所と協議してまいりたいと思っております。

4点目、発達障害といじめについてでございます。

市内各校においては、定期的あるいはケースに応じて特別支援教育にかかわる校内委員会を開催しております。その際、必要に応じて専門家から指導・援助を受けながら、発達障害等を含め特別な支援を必要とする児童生徒の学習上の困難や行動の特性等についての共通理解を図り、校内体制で支援策の検討をしております。同時に、発達障害の可能性のある児童生徒が安心できる学級づくりの充実に努めているところであります。

現在、本市において発達障害が原因となるいじめの報告は受けておりませんが、今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じた校内支援体制の構築に向けて取り組むとともに、互いに認め合える人間関係づくりを基本とし

たいじめの未然防止に努めてまいりたいと考えております。さらには、弘前大学との連携協定のもと、インクルーシブ教育について研修会に参加し、教師の一層の資質向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

昼食等のため、13時まで休憩とします。

午前11時44分 休憩

午後12時59分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、石田議員。

○9番

それでは、午前に引き続きまして質問いたします。

(石田昭弘議員)

③の通級指導教室の設置について、教育長に伺います。

答弁では、今後、関係各課、各所と協議してまいりたいと言っていたが、ことは非常に急ぐと思います。

先日、黒石市中郷小学校の通級指導教室、言語障害、LD、ADHD、通称ことばの教室に訪問してお話を伺ってまいりました。

それによると、一つ目は、年々対象者が増えている。二つ目には、近年、平川市の幼児の通級が多くなっている。要因は3歳児検診による早期発見・早期対応及び障害担当の保健師さんがとても熱心である。その結果、たくさんのお子さんが通級している。このように、その対応を高く評価しておりました。早期発見・早期対応(療育)は、あらゆる障害において大きな効果が認められています。三つには、現在、県内10市のうち平川市のみに小学校の通級指導教室が設置されていません。これに対して、障害のある保護者で組織している青森県ことばと心を育む会が昨年、平成27年11月16日に青森県教育委員会教育長宛に要望書を提出し、その中に平川市の小学校に通級指導教室の早期設置を要望しました。ほかにもお話を聞きかせていただきましたが、通級指導や教育相談の件数に対しても担当する教師の人数が十分とはいえず、非常に、非常に苦心をされておりました。

以上の点から、平川市としても早急な対応が必要であると思いましたが、可能であるならば、幼児、児童、生徒までの一貫した通級指導教室による療育指導ができる体制を早期に実現していただきたいと思っております。教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長

教育長。

○教育長

石田議員の再質問、通級指導教室の設置についてお答えをいたします。

(柴田正人)

先ほど午前中に答弁させていただきましたとおり、通級指導教室設置の必要性を十分認識しているところでございます。しかし、通級指導教室を設置するためには、県が国に要望を出し、それを受けて国が認めなければなりません。今後、県をはじめ、各方面に設置について働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

いまの答弁でございますけれども、要望書の中にはですね、本当に急ぐということでもって早急な対応を望んでいましたし、先ほど来述べていますとおりですね、年々通級に通う幼児増えておりますので、なんとしてもこの平川市に通級指導教室をぜひとも設置いただきたく、関係各位の方々の努力をなんとしてもお願いしたいと、このように思っております。

平成18年度に改正された教育基本法第4条2に、国及び地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じなければならない、このように規定しております。ですからこそ、どうか適切な対応と支援を何とぞお願い申し上げます。

次に、④の発達障害といじめについて、質問いたします。

先ほど、発達障害が原因となるいじめの報告がないということで、まず一安心いたしました。

全般に発達障害の子どもたちは、言語発達や社会性・コミュニケーションに問題があり、人間関係がうまくつけれないと言われておりますので、いじめの対象になりやすいと、このように思っております。

特に注意を要することが、二次障害です。適切に対処しなければ症状が悪くなり、自信の喪失、不登校、ひきこもり、精神障害などを引き起こします。二次障害になって心が深く傷ついてしまいますと、回復には非常に難しく、時間も要してしまいます。この二次障害に関しまして、教育現場では周知されているのでしょうか。この点に関しまして、教育長、答弁願います。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

お答えをいたします。

教育現場におきまして、いじめを起因として二次障害に陥る可能性があることは、十分認識しております。また、原因が発達障害による、よらないを問わず、いじめに対しましては、平川市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめにより不登校や精神障害を引き起こした場合には、重大事態として取り扱い、毅然とした対応で臨む所存でございます。

教育委員会では、いじめ問題に関しても最も重要視しておりますところがいじめの未然防止に関してであり、すべての児童・生徒がかげがえのない命、大切な命であることに気づき、自分を大切にすることはもとより、他人の人格や人権を大切にするという人間尊重の精神を、全教育活動を通じて育んでいくことによって、議員御指摘の問題も解決できるものと考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

発達障害といじめに関してなんですけれども、その根底に異質なものを受け入れがたい日本特有の学校文化があるというふうな研究報告もあります。

先ほど、項目2の答弁におきまして、弘大のインクルーシブの教育によ

って、今後、この点は非常に改善されていくものと期待しておりますけれども、とかく特別支援教育においては、才能が欠けている谷ですね、谷。欠点とか短所のところを目を向けがちでございますけれども、その裏に隠されている峰、長所、その子の最も輝いている、すばらしいこの長所を見出して、伸ばしてあげる教育が、本来、必要ではないかなと私はこのように考えております。

世界の発明王として名高いエジソンや、相対性理論を発見したアインシュタイン、この方々もアスペルガー症候群というふうに分類されております。また、いま日本では、金澤翔子さんというダウン症の書道家が、世界を股にかけて活躍しておられます。

すべての子供たちには可能性があります。その芽を摘まないで伸ばしてあげるような多様な価値観、多様な個性を認めあうような教育を、ぜひともこの平川市において実践されますよう、強く願っております。

それでは引き続きまして、項目の2、いじめ防止対策推進法施行後の状況と対策・対応について伺ってまいります。

①いじめの定義について質問いたします。

平成23年大津市中学2年生のいじめ自殺事件が契機となって、平成25年7月にいじめ防止対策推進法が成立してから2年8カ月となります。

改めて伺います。いじめ防止対策推進法に定めるいじめの定義について、教育長お答えください。

②いじめの認知件数といじめの発見のきっかけについて質問いたします。

昨年11月に文部科学省が発表した、平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめに関する調査結果では、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は18万8,057件で、昨年度と比べると2,254件増加しました。いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取り組みによる発見」が50.9%で最も多く、「本人からの訴え」は17.3%、「学級担任が発見」は12.1%でした。

本市の小・中学校のいじめの認知件数と、いじめの発見のきっかけについて、御答弁願います。

③平川市いじめ防止基本方針の主な内容と、市教委の具体的な取り組みについて質問いたします。

いじめ防止対策推進法が施行し、第13条にすべての学校にいじめ防止基本方針の策定が義務づけられているにも関わらず、依然としていじめ及びいじめによる自殺が続いています。

平成26年9月いじめを苦に宮城県仙台市の中学1年生が自殺。学校側が転校したと虚偽説明し、仙台・市教委も1年近くいじめ自殺を公表せず混乱が広がりました。平成27年7月岩手県矢巾町の中学生がいじめを苦に自殺。教師の対応のあまりのひどさに心が痛みました。本県でも、平成26年7月に八戸の高校生が自殺。自殺といじめとの間に一定の因果関係があったとする再調査の報告書を平成27年3月に発表しました。

いじめ問題は、子どもの生死に関わる重要で緊急を要する問題です。学校は子どもたちを預かって教育している以上、子どもの生命と身体の安全を守るために、万全の措置を講じなければならない義務を要しています。それは、安全配慮義務及びいじめ回避義務、この二つを負っています。しかしこれは現在、正しく機能していないというのが実情だろうと思います。

このような状況をかんがみ、本市においてもいじめ防止基本方針を策定し、いじめは絶対に許さないとする強いメッセージを出すべきと思っていたところ、本年に入って2月の19日に策定し、いまの議会にいじめ防止対策審議会条例（案）が上程されました。私はこれ、非常に評価いたします。

そこで質問でありますけれども、策定された平川市いじめ防止基本方針の内容と、その中の市教委としての具体的な取り組みについて、御答弁願います。

④平川市の教育、学校教育指導の方針と重点について質問いたします。

平成27年度平川市の教育Ⅱの平川市教育委員会主要施策、1. 学校教育指導の方針と重点にいじめ防止という記載がなく、遺憾に思っていました。平成28年度には生徒指導の充実を指導目標に明記することになりました。

そこで、この方針と重点をもとに、各学校の学校経営方針にも同様に、いじめ防止が明記されるように指導することとなるのでしょうか。教育長、御答弁願います。

⑤教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上について、質問いたします。

ほとんどのいじめは学校の中で起きています。したがって、いじめを止める、いじめを解決する第一の責任は教師にあります。子どもにとっていじめは身近なことになっていて、だれに起きてもおかしくない状況になっています。はっきり言ってこれは異常事態であり、学校が無法地帯となっていると言えなくもありません。いずれの事件も教師がいじめを止めない、ただそれだけのことであり、日本全国でいじめが蔓延している直接の原因となっていると私は考えています。

いま必要なことは、いじめは悪、いじめは絶対に許さないという善悪を峻別し、いじめを止めることができる教師の養成であると、私は強く思っています。第18条で、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上が挙げられていますが、市教委ではどのような研修を行っているのか、教育長、御答弁願います。

教育長。

いじめの対応についてお答えいたします。

いじめ防止対策推進法においては、第2条第1項で、この法律においていじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であ

○議長
○教育長
(柴田正人)

って、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義しております。

二つ目として、いじめの認知件数の推移といじめの発見のきっかけについて、お答えをいたします。

本市におけるいじめの認知件数は12月末の数字で比較しますと、中学校では平成26年度の19人に対しまして今年度は18人、小学校では平成26年度の2人に対して、今年度は33人となっております。これは、いじめはどこにでも起こりうるものとして積極的な認知を心がけ、それらの解消に向けた取り組みに重きが置かれてきた結果ととらえております。

また、発見のきっかけとしては、いじめがインターネットをはじめ学校の内外を問わず発生することを踏まえ、本市においては、学校の教職員等が発見したものが67.4%、学校の教職員以外からの情報により発見したものが32.6%となっております。その内容を分析してみますと、保護者がいじめ問題に関して関心が高いこと、子どもたちは親や教師に伝えることで解決すると感じているということが伺えます。

今後もしじめに対する指導のほか、児童生徒を取り巻く小さな変化を見落とすことのないよう、児童生徒や保護者等との信頼関係を構築するよう指導助言してまいります。

次に、平川市いじめ防止基本方針の主な内容と市教委の具体的な取り組みについてお答えいたします。

平川市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき平成28年2月に総合教育会議を経て制定いたしました。内容につきましては、大きな枠組みとして、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項と、その他の重要事項として基本方針の見直し時期に言及した3つの構成となっております。

市教委の取り組みにつきましては、一つとしていじめ防止等のための取り組み、二つとしていじめに対する措置、三つとして重大事態への対処、四つとして学校評価の留意点、教員評価の留意点、五つとして学校運営改善の支援、この五つについて示し、学校・家庭・地域と一体となっていじめ問題に立ち向かえるよう、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

続いて、学校教育指導の方針と重点についてお答えいたします。

各学校では、すでに学校いじめ防止基本方針が策定されておりますので、学校経営方針等をまとめた学校要覧に学校いじめ防止基本方針を載せるよう指導するとともに、全教職員が全教育活動を通じていじめ撲滅に取り組むよう指導してまいりたいと考えております。

教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上について、お答えいたします。

今年度、本市で取り組んだ研修についてであります。教職員全員研修会において、いじめの温床となりやすいインターネットやスマートフォンな

ど情報機器の使用に関する研修会を、学級担任等を対象とした教師力向上講座においては、生徒指導の充実を視点に置いた授業づくりというテーマの研修会を開催いたしました。また、年5回開催している生徒指導推進協議会においては、生徒指導の中核教員を集め、各校において、確実にいじめ問題に対しての取り組みがなされるよう指導助言に努めました。

議員御指摘のとおり、今後とも平川市いじめ防止基本方針並びに各校学校いじめ防止基本方針のもとに、いじめ撲滅に向け全力で取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

○議長

9番、石田議員。

○9番

それでは、再質問してまいります。

(石田昭弘議員)

①のいじめの定義について伺ってまいります。

定義を要約すると、いじめられている子がいじめられているとさえいじめなんだと、こういうことでよろしいでしょうか。教育長、答弁お願いします。

○議長

教育長。

○教育長

議員御指摘のとおり、当該行為の対象となっている児童等が心身の苦痛を感じているものがいじめであると定義しております。

(柴田正人)

また、当該児童等がいじめられていないと言った場合でも、その状況等を客観的に判断して、いじめとして認知し、指導・解消に努めることとしております。

○議長

9番、石田議員。

○9番

以前のいじめの定義はこのようになっています。いじめとは、自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この定義を盾に、いじめられている子が言い返したから一方的ないじめではないとか、継続的ではなく断続的ですから、いじめではありませんとか、このようにいじめを認めようとしぬ教師、学校がありました。

(石田昭弘議員)

ですからこそ、いまのいじめの定義である、いじめられている子がいじめられているとさえいじめなんだというこの考え方を、社会全体でもって共有して知っておくことが、いじめの解決の前提となると私は考えております。

そこで、②のいじめの認知件数といじめの発見のきっかけについて、再質問いたします。

いじめの発見のきっかけについては、全国的には「学級担任が発見」、この項目が非常に低いとされています。これは大きな問題で、子どもに対する関心の低さ、いじめ防止に対する問題意識の低さの表れではないかと私は危惧しています。

ヤンキー先生こと、義家弘介、現衆議院議員文部科学副大臣は、北星学園余市高校で教師を務めていた時のいじめの予防と発見のポイントについて、孤立している子が発見せよと、あるシンポジウムの講演で次のように

述べています。「いじめは教師が見ていないところで起きる。まず、休み時間。教師は学生と同じトイレを使うべきだ。その過程で、クラスで孤立している生徒は見つかる。さらに体育の時間。私は、努力して体育を子どもと一緒に受けた。ペアで行う体操やチームでの運動の様子を見れば、一発で浮いている子が見つかる。」

このことから、休み時間、トイレ、体育の時間など、特に注意を払うべき時間として、教師に関心を寄せるように市教委として指導するべきだと思いますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長

教育長。

○教育長
(柴田正人)

発見のきっかけにつきまして、本人からの訴えが全国調査では17.3%でありますけれども、本市は23.5%。学級担任の発見が全国の12.1%に對しまして、本市は27.5%になっております。このことから、子どもたちが教師に伝えることで解決すると感じていることや、教師のきめ細やかな指導、観察力でいじめを見逃さず、対応できているのではないかということが伺えます。

また、議員御指摘のとおり、いじめに限らず問題行動や事故は休み時間や児童生徒がしたいときに活動する委員会活動の時間、部活動の時間等に、教師が不在の場面に多く発生しております。それらを踏まえて、児童生徒の活動場面には必ず教師がついて指導にあたるよう、各校に指示しております。さらに、休み時間等も教師による循環指導体制を組み、細かな指導を行うようお願いしているところでございます。

○議長

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

いまの答弁で、当市においては学級担任が発見、この項目が20数%と、全国平均より高いとは言われておりますけれども、それでもなおかつ、本来は学級担任がそのクラス、その子どもたちの全責任を負っていますので、当然関心を寄せてその子たちの状況を把握するのは、これはもう当然のことです。できればこれは、本来であれば100%に近い形でなければいけないと私は考えております。

ですからこそ先ほど申したように、この学級担任、教師の関心力、観察力、これをぜひとも上げていかなければならないと私は考えております。確かに組織で言うと対応はあるとは思いますが、要はその担任の目を通したものがなんであるのか、これをしっかりと見ていかないと間違った方向になってしまいますので、もう一つこの点、教育長、お願いします。

○議長

教育長。

○教育長
(柴田正人)

失礼しました。議員御指摘のとおりでございます。きめ細かな指導、小さなサインを見逃さないという環境づくりが大変大事だと思いますので、引き続き、子どもたちが安心・安全で過ごせる学校づくり環境づくりに努めてまいりたいというふうにして思います。

○議長

9番、石田議員。

○9番

子どもたちは、ほとんど一日のその時間を学校で過ごしています。そし

(石田昭弘議員)

て、これから4月になって就学する子どもたちが楽しみに、学校に上がるのを楽しみに待っています。その子どもたちのその楽しみに思っている心をどうかいつまでも持っていただくように、この学校の教育をしっかりとやっていただきたいと願っております。それもこれもすべては、この教師の資質にありますので、なんとしてもここはこれからもですね、よくよく注視していただければとこのように市教委に対してお願いしたいと思いません。

それでは、④の平川市の教育、学校教育指導の方針と重点について再質問いたします。

教育の独立性、学校の自治を盾にいじめの対策が遅れ、重大事態にならないようにしなければなりません。

そのために、学校を指導・監督する市教委の本気度、熱意が示される学校教育指導の方針と重点に、いじめをする者は許せないが、それを黙認したり、見て見ぬふりをする者も加害者の仲間なのだ、いじめがあるという事実が出たからといって、悪い学校でなく、いじめが起きてもそれを解決するのが良い学校であるということも明文化すべきだと思いますが、教育長の見解をお聞きします。

○議長

教育長。

○教育長
(柴田正人)

学校教育指導の方針と重点については、学校教育全般の方針と重点を示したものであり、それを受ける形で各学校が細部にわたって指導計画を立てて取り組んでいくものであります。

教育委員会では、いじめ問題の撲滅に向けていじめ防止基本方針を定め、議員御指摘の内容に関して明記しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

言葉には力があります。言葉は仕事してきますので、しっかりといじめに関しましてはですね、絶対に許さないというものを明記しておるということで本当にこれは抑止につながっていくと思いますので、ありがたいなとこのように思います。

それでは、最後の⑤の教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上について再質問いたします。

いじめ未然防止のための児童・生徒の健全育成の取り組みに、児童会・生徒会サミットという事業を開催し、子どもたち主体の活動をさせ、いじめの未然防止につながる子どもの健全育成のための取り組みを進めるというものがありますが、これは一つ間違うと、民主的に話し合いなさい、みんなで解決しなさい、みんな決めて解決しなさいという教師の逃げになりかねませんので、気をつけなければならないと思います。いじめが起きる場合には、教師の力が足りないケースがほとんどであると言われております。ですから研修が行われるものと理解しますが、先ほどからの答弁を聞く限りでは、テクニカル的な研修のように感じられました。

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

もっと本質的な、職員の、教員の資質の向上のための道徳研修が必要なのではないかと考えますが、教育長の御見解を伺います。

教育長。

教師の使命、倫理観をはじめ、児童生徒への関心力や観察力につきましては、引き続き教育委員会訪問をはじめ、指導課指導訪問、校長会校長面談などあらゆる機会を通じて、校長をはじめ教師の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘の道徳研修につきましては、平成28年度の学校教育の柱の一つとして位置付けていることから、教師と児童生徒と一緒に学び合いながら道徳教育の充実を図っていきたいと考えております。

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

今後、平川市としては、市教委としては、道徳に対して重きを置いていくというふうな報道もございました。この道徳に関しまして、子どもだけに伝えるのではなくて、伝える教師もしっかりと学んでいって、その資質を上げていかなければならないと思います。

その意味では、まず、教師がダメなものダメだと、良いものは良いと勇気をもって言えるだけの倫理観、正義感を身に付けなければなりませんし、それを率先垂範して態度でもって、行動でもって示していかなければならないと私は思っています。その姿に子どもたちは感化され、人としての正しい価値観を持つようになり、いじめが防止されていくものこのように考えています。ですから、まずは大人が、教師が変わらなければいじめは止まらなないとこのように思います。

例えばこのいじめに関してより具体的に申し上げますと、いじめは殴られたり、蹴られたり、階段から突き落とされたり、棒で殴られたりという暴力による肉体的いじめもあれば、お金を出せと脅されたり、親の財布からお金やカードを抜き取ってこいと命令されたりというお金のいじめもあります。そして、何よりも多いのが精神的ないじめです。

一般の社会で、もしこんなことが起きたらどうでしょうか。法律に基づいて警察に捕まり罰せられます。人を殴れば暴行罪、相手にケガをさせたら傷害罪、上履きや体育服を隠したら窃盗罪、言葉で脅かせば脅迫罪、脅かしてお金を奪えば恐喝罪、悪口で相手を罵れば名誉棄損罪や侮辱罪で警察に逮捕され、罪を問われます。悪口や無視は、体に傷をつけないから罪にはならないと思うかもしれませんが、精神的ないじめで、心が傷ついて鬱になったり、病院に通うようになるまで傷つけたら傷害罪になります。

このように、いじめはいじりや意地悪ではない、いじめは犯罪なんだとはっきりと示すことが大事です。子どもには模倣性があり可塑性がありますので、教師の指導次第で変わっていきます。逆に善悪の価値観を持たないまま大人になってしまったら、大変な世の中になってしまいます。それがいま社会的な問題となって、若年層の犯罪の多さ、凶悪さにつながっているのではとないかと、このように感じております。

子どもたちは教師を選ぶことができません。どのような教師に出会うかで人生がまるで変わってしまいます。教師は、師です。児童生徒に対して一生を貫く影響を与えかねない存在であることを自覚していただくためにも、教師がしっかりとした道徳を身に付けることができるように指導・研修を行うことも市教委の重要な役目であると思いますので、もう一度教育長、御答弁をお願いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

お答えいたします。

(柴田正人)

教育は人づくりであり、何よりも希望の命である子どもたち一人ひとりのために行われるものであると考えております。

平川市の将来を担う子供たちは確かな学力、豊かな心、そして健やかな体など、これからの時代をたくましく生き抜く力を育まなければなりません。その成否は議員御指摘のとおり、教育活動の直接の担い手である教師一人ひとりにかかっていると思います。このことから、教員が積極的に研修と就労に努めなければなりません。

今後とも教育委員会では、教育委員会の方針、決定を踏まえ、実践的指導力と豊かな人間性を身に付けることができるよう教師の資質向上に努め、教育は人づくりという視点に立って、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かなきらめく児童生徒の育成を目指し、平川市の学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長

9番、石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

教師は聖職であって、鏡です。その鏡に子どもたちの心も映されていきますので、ぜひともその教師の鏡が曇らないように、どうぞ市教委の御指導をお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、いじめは学校で起きています。ですから、本来、解決するのも学校です。熱意のある教師及び校長がいれば解決します。子どもたちの輝く未来をいじめで打ち壊すことはないように、ここは断じて市教委の監督・指導をよろしくお願いいたします。

どうか市教委の指導と監督のもとに、学校への信頼、熱心な人格者としての教師、伸びていくことを喜びとする児童生徒のいる理想的な教育が行われることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。

14時まで、休憩とします。

午後1時43分 休憩

午後1時59分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、5番、山口金光議員の一般質問を許します。

山口金光議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

○5番
(山口金光議員)

山口金光議員の登壇を許可します。

山口議員、登壇。

(山口金光議員登壇)

私は議会改革、特に議案の提出を待って追認する議会ではなく、市民の声を聴き、提案する議会に改革する、この1点のみを選挙公約して、いまこの演壇に立っている一心会所属議員として、去る12月市長から説明され、財政運営計画では51億円と見積もられている本庁舎建設案に対し、提言をなすため、この3月議会最後の一般質問を行います。

市長はこの正月、年頭記者会見において、概要、28年度は長期総合プランの総仕上げ、次期プランを策定、人口減少と地域経済縮小を克服するための総合戦略を展開し、また、大型建設事業が続く本市の将来の姿を左右する歴史的局面であることから、市民の提言を大切にして、本庁舎については27年度中に建設場所と規模を決定すると報道されております。

そこで、市長が大切にするとした市民の提言の一つとして、一心会は以下、提言をなすものであります。

まず、我々一心会の情勢判断について述べます。

人口ビジョンに基づく現在の総合戦略の第一目標は、人口・人の量の減少克服であります。これは平川市の将来にとって必要不可欠であり、一心会はこの政策を支持するものであります。

しかし、これだけで平川市の将来が決して十分になるものではありません。人口の量が減少するときこそ一層人口の質の強化を図られなければ、平川市の市民力は量の減少に任せて、ただただ低下するだけとなるからであります。すなわち、午前中の長内議員の理論を借用すれば、量的現象に対する防戦作戦のみではなく、質的向上強化を図る構成作戦も合わせて行うべきということになります。

人口ビジョン平川市将来の問題・困難は予測は困難であります。が、確実なことは、将来そのとき、問題・困難が発生しているとき、我々はもう死んで、そのときはもうおりません。そのときは、いまの子供にしかこの問題・困難は解決できないのであります。いまの子供こそが、それを解決するのだというのが事実であります。

つまり、いまの総合戦略に不十分なものとすれば、そしていま加えてなすべきものがあるとするならば、それはただ2点に尽きます。一つは、将来において問題・困難を解決する人、すなわち、いまの子供達をいまから教育し強化すること。二つ目は、彼らが将来問題・困難に軽快機敏に対処できるよう、将来彼らの重荷となるものをいまから取り除いておくこと、この2点であります。

この2点の判断に基づき、一心会は次を提言するものであります。

一つ、28年度展開する総合戦略の中核・ど真ん中に、教育大綱、人づくり戦略を追加すべきであります。このため、この財源を確保するべく長期行政改革、財政運営の見通しを立てるべきであります。この見通しを立

てずして、本庁舎建設問題を年頭記者会見どおりに平成27年度中に決定するのであれば、子どもたちの将来の負担を確実に軽減する一心会の案を大切にすべきであると提言いたします。すなわち、一心会の案とは、現庁舎の耐震性を建設案並みに補強強化し、防災拠点となすとともに、エレベーター等の設備更新及び内部改修をしてバリアフリー等の最小限の機能改善を確保しながら、しかし、これではスペースが不足するのであれば、スペースの不足分は尾上庁舎等現有施設で確保し、本庁舎に求められる最小限の機能を最短期間、最小経費で確保するという案であります。

しかし、この最小目的以上に、いま提案されているように、ユニバーサル等の新たなる目的・機能を達成するために本庁舎建設案を追求するのであれば、年頭記者会見でいう27年度に決定は見合わせるべきであります。つまり、長期行政改革等の見通しを立て、将来にも有効で無駄のない内容、規模であることを見極めたうえで、設置場所と規模を決定すべきであります。拙速はいまの子どもたちに、将来、無駄で重い負担を負わせる危険性が大きいからであります。

以上の提言をなすに至った理由、論拠とする事項に関して、逐次、質問いたします。

一心会の提言の主眼は、財源を確保したうえで将来に備えた人づくり、特にいまの子どもの教育練磨に市政の重点を転換することにあります。これは先ほど、石田議員が教育の質を述べましたこの思想と全く同じものであります。この教育練磨とは、これまでの国の指導要領を超える、合併した平川市が独自に他の市に先駆けて行う教育改革とも言うべきものであります。

そこでまず、現在の平川市の人づくり・ひと創生戦略について伺います。

1. まち・ひと・しごと創生を掲げた現在の総合戦略の中に、実は人づくり戦略、ひと創生の政策分野はありません。それは第3分野の第9位目標にすぎません。平成28年度に総仕上げするとした長期総合プランの基本目標の第1は、未来に向かう人づくり、つまり人づくり戦略であるにも関わらずであります。したがって、長期総合プランを28年度に仕上げることはもちろん、それに教育改革とも言える抜本的改善を加えた人づくり戦略を、次期長期総合プランの第1目標として策定するべきであると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

そこで、先に教育長に説明を求めます。

長期総合プラン、未来に向かう人づくりの1丁目1番地は、生きる力教育であります。生きる力とは具体的には何か、そしてそれはどのように育て、どのように評価し、それを次期長期プラン、教育大綱、人づくり戦略においてどのように位置づけられ、どう肉付けするものなのか、について教育長の説明を求めます。

そして以下、市長に伺います。

②として、平川市将来の姿に照らせば、現在の長期総合プラン1丁目1

番地である子供の生きる力教育は、次期長期総合プラン、教育大綱でも1丁目1番地の最優先目標であるべきと考えますが、見解を伺います。

(2) これを人づくり戦略と位置付けて強力に展開するとなれば、文科省の平均的教育指導からは相当抜きん出る戦略となることから、国からの予算は期待できず、相当の自主財源を覚悟せざるを得ません。この自主財源確保と本庁舎建設51億円は両立するものかについて、その見通しを伺います。

この本庁舎建設に関わる財源問題をより掘り下げるため、2. 現在の長期総合プランにおいて推進すると掲げられている、行政改革、財政健全化について伺います。

(1) 特に本庁舎建設に関係する事項の行政改革の状況について、①庁舎の規模に関わる行政組織、職員数の見直し及び今後の目標について。②庁舎の機能に関わる、庁舎を建設しなければ改善できないとする行政システム上の現在の具体的問題点とは何かについて伺います。

(2) また、財政健全化について、特に基金残高、市債残高の28年度仕上げるとする目標は何か。及び次期長期総合プランにおけるその目標、考え方について見解を伺います。

3. さらに、平川市総合戦略、財政運営計画における本庁舎建設問題に関しまして、(1) そもそも総合戦略目標と本庁舎建設の効果等には関係があるのか。総合戦略大型事業は約150億円ありますが、その目標、地域経済創生に対する効果対費用においては、この150億円の事業の中のうち、尾上小和森線歩道整備が最も効率的であります。一方、その意味では本庁舎建設が最も非効率的であり、本庁舎建設は総合戦略目標、地域経済創生の効率性を阻害して総合戦略目標に離反しているとの見方も可能ですが見解を伺います。

(2) さらに、本庁舎建設51億円が長期財政運営に及ぼす影響について伺います。①合併特例債起債は極めて有利であるとしております。しかし、合併特例債起債150億円の7割相当、約100億円が国から交付されるとしているものの、平成35年度までにそれほどの交付金がなく、純粋借金、すなわち市債残高から基金残高を除いた純粋借金は117億円残っている、というこの事実を照らせば、合併特例債は使い切るのがよい、余すのはもったいないと考えるべきではないと思います。必要な分だけ最小限使えばよく、特に費用対効果を勘案して使うべきであると考えますが、見解を伺います。加えて、起債期限とは、工事完成までなのか、工事発注時期のことをいうのかの確認もお願いいたします。

②次に、将来、特に30年後、財政の危機が予期されます。すなわち、今後、長期にわたり交付金から100億円余の借金を返済し続け、今般取り崩した基金約60億円を回復する余裕がないままに、30年後、150億円合併特例債起債事業の施設が全面的に大規模修繕が必要となり、この費用約70、80億円が有利な特例債もないままに、一斉に必要な事態が予期されます。

一方、本庁舎職員350人体制を現在のまま維持していれば、人件費年間約

20数億円を含む現在と同じ義務的経費を、人口5割に減少した働き手、すなわち、いまの子供に背負わせることとなります。すなわち、いまの子どもが30年後に負う負担はいまの我々よりも格段に重く、問題は相当解決困難となるものと予期されますが、将来の財政負担、見通しについて伺います。

③結局、本庁舎問題解決には教育・行政・議会の三位一体改革が必要であります。

なぜならば、行政改革なき本庁舎建設は、財政危機を増幅させて教育改革を頓挫させるでしょう。厳しい行政改革は、それに優る厳しい議会改革なくして、議会がそれを監視し実行させることは不可能でしょう。そして行政改革は本庁舎の姿そのものを変えるのでありますから、すなわち本庁舎問題は三位一体改革の中で解決せざるを得ないことになると思いますが、見解を伺います。

(3)最後に、以上の諸問題を覚悟してまで、本庁舎建設51億円案を是と判断して27年度に決定したとするならば、その判断理由をお伺いしまして、壇上からの一括質問といたします。

(山口金光議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

山口金光議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まずは、総合戦略の中核に人づくり戦略を加えることについての②であります平川市将来の姿と子どもの生きる力の創生につきまして、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平川市の将来を担うのは紛れもなくいまの世代の子どもたちです。私は、だからこそ私たち大人の責任において、将来を担う子どもたちの、青少年の健全育成に努めなければならないと考えております。変化の激しい社会を生き抜く生きる力を身に着けたたくましい子どもたちを育成するためにも、良好な教育環境を整備し、人づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、人づくり戦略の財源と51億円本庁舎建設についてにお答えいたします。

平川市の未来を担う子どもたちを育成すること、いわゆる人づくりは、先ほども申し上げましたが大変重要であり、これまでも平川市独自の施策として学校支援員の配置や各種大会への選手派遣補助、国内外ホームステイ事業等を行ってきました。人づくりには学校建築のような教育環境の整備などのハード事業もあれば、また、独自の教育施策のソフト事業も考えられ、これら人づくり事業については本庁舎の建設に関わらず、必要な財源を確保していくこととしております。

次に、長期総合プランにおける行政改革、財政健全化についてであります。

す。

(1)行政改革、特に本庁舎建設に係る事項について、お答えをいたします。

行政組織の見直し、職員数の削減については、これまでの取り組みにより、合併後10年間で120人の削減となっております。これ以上の削減に関しましては、地方分権の進展、市民ニーズの多様化、複雑化などにより業務量がかなり増えていることから、現在の体制では難しい状況にあります。別の庁舎に入っている部署が同じ庁舎に入ることなどにより、部課等を統合できるケースもあると考えておりますので、今後は新庁舎の開庁に合わせて機構改革及び職員数の削減に取り組んでまいります。

庁舎の建設により、改善される行政サービスについては、現在の分庁舎方式では、本庁舎と尾上庁舎の2箇所へ行く必要がある場合もありましたが、本庁舎方式の採用により解消されるほか、窓口部門を1階に集約することにより、ほとんどの手続きがワンフロアで済ませることができるようになり、市民の利便性の向上をするものであります。

また、現本庁舎はバリアフリー対応に関しては限界となっており、お年寄りや体の不自由な方が来庁する場合は、御不便をおかしているところでもあります。この点に関しましては、まちづくり懇談会でも多数の苦情と改修要望が挙げられております。

これを解決するためには、お年寄りや障害者だけでなく、年齢や身体能力、言語などさまざまな個人差を持った方にも、安心・安全でわかりやすく利用できるユニバーサルデザインの導入が必要であります。窓口についても、本庁舎の入り口正面にエレベーターやトイレが配置されている関係で総合窓口を物理的に展開できず、何箇所も窓口を移動する場合があります、これも窓口に対する従来からの苦情の一つともなっております。来庁の際に移動の必要がない、総合窓口の整備が求められております。

それに加えまして、基本方針にもありますが、建設の基本理念として、市民が親しみ、交流し、にぎわいが生まれる庁舎とすることとしております。この理念を踏まえ、新庁舎の1階窓口付近には市民協働の拠点となるスペースの設置を検討しております。そのスペースで市民が親しみ、ふれあうことによって市民と行政が協働で課題に当たることができるものと考えております。

次に、財政健全化の仕上げ目標及び長期の目標についてお答えをいたします。

長期総合プラン後期基本計画は平成28年度で計画期間を終え、平成29年度から10年の進むべき方向を定めた、仮称ではありますが、第二次長期総合プランを策定することとしております。

現在の長期総合プラン内においては、財政運営の健全化を目標に、持続可能な財政運営に努めることを基本方針としております。

昨年12月3日に議員の皆様方に説明した当市の財政運営計画によると、

本年度末の基金残高見込みは約80億円、市債残高見込みは約116億円となっております。合併当初からみますと、合併当初から現在までの基金や市債の推移をみますと、財源確保対策や経費節減対策等の行政改革を推し進めた結果、現在の健全財政が維持できているものと考えております。

第二次長期総合プランにおいても、財政規律を保ちながら、財政健全化は最も重要な柱として当然引き継がれていくものと考えております。

次に、平川市総合戦略と本庁舎建設問題について、総合戦略と本庁舎建設との関係についてであります。

総合戦略では、御承知のとおり人口減少の克服と地域経済の創生に市を挙げて取り組むこととしております。地域経済の創生については、政策分野、地域に根ざす安定した仕事づくりで製造品出荷額と農業分野における市町村内総生産を10%増とした目標を立てているところであります。その主要施策としまして、6次産業化の推進、観光商品の開発、企業立地の環境整備、にぎわいのある商店街づくり等を掲げており、これらの施策にかかわる予算を平成28年度当初予算に措置し、展開を図っていくものであります。

さて、本庁舎建設については、地域経済に対して一番非効率な事業であるとの御指摘であります。本庁舎以外のその他工事である外構工事や車庫建築工事、備品購入などについては、市内土木業者や建築業者等も参入できるものであることから、一定の地域経済効果は見込まれるものと考えております。また、先ほども触れましたが、建設の基本理念として、人が交流し行き交うことから生まれるにぎわいを創出し、地域経済の活性化に資することとしておりますので、建設後は人が行き交い、にぎわいが生まれ、その結果において地域経済効果が見込めるような庁舎づくりを目指すものであります。

総合戦略と本庁舎建設は2正面作戦であるとの御指摘であります。行政が扱う分野、つまり正面とは、市民生活の基礎となる産業分野、その産業分野を支える道路整備等の建設分野、高齢化や子育て、健康づくりなどの福祉分野、安心・安全のための防災分野、その他、環境やまちづくりなど多方面があり、どの分野1つ欠けても生命や安全を脅かし、将来への不安を抱え、生きがいのある市民生活を送ることができないこととなります。これらが抱えるさまざまな課題に、分野の別なく市民の福祉向上に向けて解決していくことが私の使命であると強く認識しております。

総合戦略も庁舎建設も各施策を展開し、諸問題を解決していくために下支えする施策であると考えますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、本庁舎建設51億円が長期財政運営に及ぼす影響について、合併特例債起債の有利性について、30年後財政の危機についてお答えいたします。

本庁舎建設については、約51億円程度の事業規模とし、合併特例債を活用することから自主財源として13億円程度の市の持ち出しが見込まれます。また、建築後約30年もすれば大規模改修等が必要で、それはすべての公共

施設において計画的に進めていかなければならないものであると考えます。

議員が御指摘されます財政危機等につきましては、本庁舎建設だけで悪化するものとは考えてはおりませんが、長期的視野に立って、組織機構改革により人件費を抑制し、統廃合を含めた施設の維持、管理、修繕を総合的に検討することが必要と考えております。また、毎年度、長期総合プラン実施計画の見直し、ローリングを行い、緊急を要する事業等を選別しながら財政運営を行ってまいります。

本庁舎問題解決と教育・行政・議会、三位一体改革の必要性についてお答えいたします。

福士 稔議員、工藤竹雄議員、齋藤律子議員の一般質問でも答弁したとおりではありますが、より良い物をつくるため、そして、将来に財政負担を残さないよう資金的な問題をクリアさせるため、時間をかけて建設すべきであることについては承知しているところであります。しかし、資金的に有利な合併特例債の発行期限が決められているため、これ以上先延ばしにできない事情であることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、行政改革については、普通交付税の段階的縮減が来年度から始まることから、来年度策定予定の第3次行政改革大綱をもとに気を引き締めて取り組んでまいり所存であることを御理解ください。

本庁舎建設51億円案を是とする判断理由についてお答えいたします。

平成26年度の基本方針を策定する際に、議員御指摘の耐震改修を検討し、また、支所のあり方についても検討を行ってまいりました。

しかし、基本方針でもあるとおり、耐震補強と改築の60年間のコスト比較、そして耐震補強を行ったとしても、約20年後には耐用年数を超えることになる現本庁舎を必ず改築せざるを得ず、その際には、合併特例債のような有利な起債があるかどうか全く不透明であること、基金残高等将来の財政予測が非常に困難であることから、再整備を担保することはできないものであります。財政的な問題のほか、先ほども触れました市民協働の拠点づくり、バリアフリーの問題、縦割りにならざるを得ない窓口の問題を解決するためには改築が最良であると総合的に考慮し、判断いたしましたことを御理解願います。

また、合併特例債を使い切るのがよいのか、余すのはもったいないから合併特例債を使うのではないかなという御質問もございました。

新市建設計画では、平成32年度までに改築・改修が必要な施設の洗い出しを行い、その中では、建築後40年を経過する学校や体育施設、大規模改修を必要とする建築後25年から30年を迎える学校や体育施設、及び集会施設などが位置付けられております。

それらの改築・改修を実施する際に、最も有利な財源として合併特例債を活用するものであり、合併特例債の発行枠を使い切ることを前提に新市計画をつくったものではないことを申し添えておきます。私からは以上であります。

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

(市長降壇)

教育長。

山口議員の御質問にお答えをいたします。

これからの変化の激しい社会においては、学校で学んだ知識のみで社会生活を営むのではなく、子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り開いていく力が求められております。このために必要になるのが、自ら学び、自ら考える力などの確かな学力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力であります。

教育委員会では、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かなきらめく児童生徒を育成するため、国とは人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりを活かし、生きる力と夢や希望を育む学校教育の推進に努めております。

これまでの取り組み状況についてであります。知に関しては、今年度の全国学力学習状況調査におきまして、小学校では基礎、活用とも全国平均を大きく上回り、中学校では、全国平均をやや下回る結果となっております。この実態を踏まえ、教員の一層の資質向上を目指し、学校訪問や研修講座の充実を図るとともに学習支援員等の有効活用により本市の児童生徒の学力の向上に努めることとしております。

徳に関しましては、各校とも地域と密着した体験活動や国内外の交流活動等の工夫をしながら協調性や思いやりの心の育成に努めているところであります。その結果、今年度の各校の児童生徒アンケートの集計結果を見ますと、学校生活について安心して生活できている児童生徒の割合は89%となっております。引き続き、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図りながら豊かな心の育成に努め、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう指導してまいります。

体に関しましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査によりますと、市内小・中学生の男女とも、肥満傾向の割合は高いものの、体力合計点についてはいずれも全国平均を上回っております。特に運動部活動においては、ソフトボール、ソフトテニス、水泳等が東北全国大会等に出場して活躍するなど、平川市の元気な子どもたちの姿を発信しております。

平成29年度から10年間の進むべき方向を定める、仮称でありますけれども、第二次平川市長期総合プランにおきましても、生きる力の育成は引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長
- 企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

先ほど山口議員、本庁舎51億円の話の中で、質問の中で、起債の発行する時点は工事発注時か工事完成後かという御質問ございました。

基本的には工事が完成し、工事代金の支払いが必要な時点で起債を起しますが、ただ今回の庁舎の想定する庁舎では、数年間の継続費を設定することになろうかと思っております。継続費を設定いたしますと、年度割額、そ

れぞれ年度で1年目いくら、2年目いくら、3年目いくら等々の設定をしながら、なおかつ、それぞれの年度に合わせて、その年度年度で支払いが生じることから、そういった複数年度にわたり起債を起こすことになろうかと思えます。以上でございます。

○議長

5番、山口議員。

○5番

(山口金光議員)

いまあの財政部長のもう一回確認しますけども、いまのその継続費でやったときには、52年度に終わる継続費までが起債対象という意味ですか。あ、32年度、32年度に継続費3年なら3年で終わるという意味ですか。はい、わかりました。

○議長

5番、山口議員。

○5番

(山口金光議員)

じゃあ、教育長に伺います。
いま御説明いただきました。要は、生きる力というものが、あまり具体的になんかあんまりパワフルに伝わらないんですけども、もうちょっと端的に言えば、一応この生きる力、その前に高等教育機会の拡充とかそういう概念があるということから、つまり生きる力というものを育てるその目安に、結果として見れば高等教育の機会の拡充、それから各種、先ほど市長からありましたけども、各種大会への参加、またその成績の内容等々が具体的な生きる力の指標、評価基準として出てくるもんじゃないかなと私、思ってたんですけども、肥満度だとか、それから全国平均の学力テストの真ん中とか下だとかという意味は、あまりパワフルなイメージがないんですけども、逆に言えばそのパワフルなものの評価なる基準を明確に設けてやっていかなければ、生きる力というものを具体的にかつ強力に実現するということはできないのではないかと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

お答えします。

(柴田正人)

成果の指標とはさまざまあろうかと思えます。ただ現在、国では、子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮して、困難な場面に立ち向かい、未来を切り開いていく力、それを生きる力と位置付けております。そういうふうな力をぜひ子どもたちにつけさせてあげたいと。というふうにして私も考えております。以上です。

○議長

5番、山口議員。

○5番

(山口金光議員)

それを進めていくときに、いままでとは教育のやり方、姿、体制は何か変わってくるのか。いまの単に延長のまま、またはいまの、財政で言うならばいまの予算の額の中ぐらいでやっていけるとするものなのか、いかがなものでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

(柴田正人)

生きる力の育成というのは、我々学習指導要領を踏まえて教育活動に取り組んでいますけれども、現在の学習指導要領、およそ大体10年たっております。そのときに生きる力を育成することが書かれておりますの

で、次の改定もですね、この生きる力の育成ってのは引き続き取り組んでいくといういまの方向であります。なので、引き続きですね、そういうふうな形でいきたいと思っておりますけれども、変化はないということでございます。

○議長
○5番
(山口金光議員)

5番、山口議員。

教育の充実・強化に、しかし、その市政上の、市政ってのは市の政治上のいろんな努力というものに、また、力の配分というものに、今後いま現状と大きな変動はないと。また、変動しなくても生きる力というものをさらに一層、特に人口ビジョンで見た、もう間違いなく若い人たち、小さな子、将来の大人、この人が少なくなっていく中でも、きらりと光る市民が存在してるんだと、また、存在させるのだという目標のもとに、これから新たに取り組もうという場面にあって、しかし、そのための努力・体制については、いまのままでやれるという理解でよろしいですか。それ最後、1点だけ確認します。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

考え方は山口議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、社会状況はさまざま変わることが想定されますので、その状況を踏まえて、例えば学習支援員の増員等々を考えていかなければならないこともあるかと思えますので、その都度、その平川市の教育の取り巻く状況を見ながら強化策・施策を展開してまいりたいというふうにして思います。

○議長
○5番
(山口金光議員)

5番、山口議員。

じゃあ、市長に伺います。

いま聞きましたところ、将来、いわゆる教育重視をしたとしても、大体その財政的にはさほど難しくはならないだろうと。なんとか先行的な手の打ち方はあるというふうに私は受け取りましたけれども、市長もそういうことで、この教育の財源問題等についてはさほど心配することなく、今後とも戦略を展開していったよという判断にあるかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

いまの庁舎を建設するような財政出動をしたなかにあって、将来にわたっての教育を、子どもたちの教育を育む財政状況に変化はないかというふうな御質問であろうかと思えますけれども、財政需要につきましては、長期計画を立てながらやらさせていただきまして、議会の議員の皆様にも御提示さし上げたと思えます。

現在の新市計画を進めていくなかにあって、特例債は32年までであります。平成35年までの財政状況を見通すなかにあって、現在は可能な限りの高いそれぞれの事業費、経費での事業費をみております。その経費を、事業を実施したなかにあっても、平成32年で29億ですか、23億から29億だと思いましたが、それぐらいの基金が残る状況にある。

これからも、もちろんさまざまな社会の変動によって計画している事業

の単価等が変わってくる可能性もありますけれど、いまの状況のなかではそれぐらいの基金が残るといふような予測が立てられます。その場合、例えばさまざまな災害があったとか、あるいは急な財政出動が必要になった、そういう場合でも対応できる基金の額ではないかなというふうに判断をしております。

○議長

○5番

(山口金光議員)

5番、山口議員。

先ほどの回答に、いわゆる我々の案、つまり耐震性を補強し内部を改修して、最小限のバリアフリー等の機能は維持すると。また、維持できるという我々は思っておりますが、まず現時点において防災、なかんずく対策本部を含む耐震性が不十分ななかにあつて、現在のいわゆる防災拠点というんですか、その拠点というものは、現在じゃあどのぐらいの程度で確保されてるのか。将来的に目標としているものに対して現在ほどの程度のものなのか。それは、なぜそのあるべき姿まで現在もっていけないのか。つまり、内部改修等ではもっていけないものなのか。まずこれ防災拠点に関して一つ。

それから二つ目はバリアフリーとおっしゃいますが、現在のエレベーター等を近代、最新のものにして、またはエレベーターの施設をいまの真ん中プラス耐震補強と合わせて横のサイドにエレベーター等を設けるといふ工事の仕方もあるように聞いておりますが、それらをやることによって最小限のバリアフリーは改修補強案によっても確保できると思っておりますが、その件について、まず見解を伺います。特に、いま本庁舎をつくつてというものの目標に対してどの程度のものにしかできないんだということをお教えいただきたいと思っております。

○議長

○総務部長

(鳴海和正)

総務部長。

はい、いまのお尋ねはですね、耐震補強と改修で対応できないのかというような御質問だと思いますが、これは先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、一番最初にそれについては訂正いたしました。もちろん、いま現在のこの防災機能という点で申し上げますと、答弁にもございましたが、震度6から7の地震で崩壊する危険性があります。したがって、防災機能としては満たしていないカテゴリーでございます。

それについてじゃあ、いまこれからどうするのかということ、この本庁舎改築の議論がスタートしたわけですけども、その際、コスト計算した際にですね、60年間のコスト比較をしております。その中で7億7,000万が60年間で比較した場合に改築したほうがコストが低くできるということで改築の選択をしたわけです。

それともう1件、エレベーターをですね、いわゆる階段側のほうにですね、サイドのほうにつけた場合もどうなのかというようなことですけども、それでももちろん対応は可能ですけれども、ただ、これまた先ほど市長の答弁の中でもございましたが、いわゆる根本的な解決にならないわけです。

要は、そのエレベーターというのはあくまでもそういう階を選ばず移動できるわけですが、できるならば1階にそのままその部門窓口があったほうが利便性にははるかに上回るわけですね。要するに、いまこの、なぜいまやるのかという話にもつながるわけですが、いわゆる自主財源が13億で51億の建物を建てるチャンスというのはなかなかないわけです。仮にこれがいまの耐震補強を選択して、あるいは30年程度の時間をかけてやったとしますと、特にそれだけの優位な財源がない場合ですね、まるっとその、今後その耐震補強にかかわるお金が、いわゆる自主財源で賄わなければならないということになりますので、そうした場合に、じゃあそのときの財政事情が果たしてそれを出せるだけの余裕があるのかというのはまだわかりません。ただ、いまであればその13億でそれだけ市民に対して利便性があり、そしてまた防災機能も満たす建物を建てるというのが最大のチャンスであろうというふうな認識でございます。

○議長

○5番

(山口金光議員)

5番、山口議員。

いまの話は、少し話が、二つの話一緒になっちゃってるわけですよ。もともと防災拠点とバリアフリー、これをどうしようかということからスタートして、その段階で18億の補強改修案と。しかし、改築・新築案を約21億ということから、さほどの違いはないがゆえに改築案でいこうというのが最初のスタートだったわけです。その後、改築建設ありきで、ずっと建設、検討してきた結果、いろんなユニバーサル化、その他新たないろんなニーズが考えられ、プラスされて、そして51億円になったわけです。だとすれば、この51億円の是非はもう一回18億の補強改修案と、しかし、補強改修して得られるレベル以上の目的を達成するために、端的に言えば、やっぱあと30数億足して51億にして、そのユニバーサル化その他、補強案とは別の目的を追求して計上したのが今回の51億円だと、私は理解しています。だとすれば、その比べるのが、そのいまの段階でこの51億円の是非、費用対効果というものについては、バリアフリー云々はもうすでに解決済みになっているわけです、改修案に対して。残り30数億かけてにぎわいを創出する、またはユニバーサル化するということの是非が、いまこの51億円案で論じられるべきものじゃないかと思うんですけれども、市長、お願いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

まずはあの耐震のことについて山口議員にお答えしておきますが、皆さんに2月にお渡ししましたいままでの経緯の中で、耐震に関する協議を24年度に4回にわたってやっております。その中で、現庁舎のままで耐震改修した場合は18億円。そして現庁舎の規模で改築した場合は23億円というのが出て、これは私も市長になった当初説明を受けました。

ただ、それはですね、あくまでもその平米、大きさからいってもこの庁舎の大きさのままである試算であります。その後出てきたのは、そのいわゆるワンストップサービスといいますか、市民の皆さんが一階なら一階の場

所に来れば普通の交付とかそういうような手続きはすべて終われるようなワンストップサービスが必要となると、大体8,000平米7,000から7,500、8,000平米ぐらいいるのではないかな、というふうなことの計画の中で出てきたのが、その次に出てきたのが、いまは51億円っていいですけど、この51億円の中の約、建物だけの建設費は41億円ぐらいだと思ってます。で、この平米単価49万円。当初はその後計画を組んだのが平米単価が、その後ってか、23億が出てきた後、また別の案が出てきたんですが、その前の平米単価がほかの、当時、2年前建てている、建築した市庁舎の例を見ますと、大体35万円、平米あたり。というふうな試算がありました。

その後、私も見直しを指示しまして、平米単価、いわゆる東京オリンピック特需とか震災の絡みもあって材料費が上がってるんで、それに消費税も上がるから、このままではいけないのではないかということで見直しを指示いたしました。その結果、いま出てきてるのが49万円という単価であって、それで8,000平米ぐらいの建築規模になると、41億円ということになります。

それですね、いまこれからその規模を今年度中に規模を決定するというのは、その大きさと健康センターを活用するのかなど、その辺のところを踏まえて、そのじゃあいま建て替えようとする本庁舎の大きさをどれぐらいの平米規模にするのか、また、場所はどこにするのか、これをいまの年度内に決めて、次の基本計画につなげたいということになります。

5番、山口議員。

あのそこ、いまの市長のところはわかりました。私が問題にしているのは実はその前の段階の話でありまして、つまり、補強改修によって最小限の機能はまず確保できるんですかっていうことが第1なんです。私は確保できるっていうのが、その一番最初の検討の段階で、その18億円という案と21億円の改築案という、のスタートラインだと。

いまの説明を伺いますと、そもそも補強改修案なるものは機能的にもバリアフリー及び防災拠点としては成り立たないという認識でおられるのかどうかっていうのが1点目です。

二つ目に、そうすると、20数億とした改築案に面積その他目的を加えて、現在40億か50億かだったとするならば、その増加額は新たな補強案の目指していない以上のものの目的のために投入されるということですから、それが費用対効果上いかなものかということをお問われてはいないということが問題の2点目だということで、そこを確認したかった、確認したいんですということなんです。

ですから、まず補強改築、改修案では、当初の目的、つまり防災拠点、バリアフリーはできるのかできないのか。それから、それに増額した現在の案はその他の目的のためにいま予算要求を、今後予算要求をしていくんだというものなのかどうか。その説明が明確になされていないのではないですかということ、伺っているわけです。

○議長

○5番

(山口金光議員)

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

まず防災拠点、例えば耐震補強した、この現在の庁舎を耐震補強した場合、防災拠点となりえないのかという御質問でございますけれど、それは耐震補強した場合、防災拠点とはなりうると思います。

次に、その防災拠点の後にそのバリアフリーとか、あるいはワンストップサービスとかそういうのが出てきたのかというふうなことでありますけれど、まず、その防災拠点としての、そこから始まったのが先ほど申し上げた、そのいわゆる耐震補強でいくのか、改築でいくのかという議論の始まりです。で、さまざま議論があって、耐震補強じゃなくて改築の方向でいくという議論をずっと議会の中でもしてきました。その上に立って、じゃあどういふ新しい改築方法があるのかって、改築するのであったらやはりバリアフリー化をしなければならぬし、高齢社会に合わせたバリアフリー化、そしてさらには市民の利便性を向上するためのワンストップサービス、そういうふうな規模っていうかな、のにもっていったほうがより将来の市民のためになるという判断のもとに現在の案を提示させていただいてるわけですので、御理解いただきたいと思います。

○議長
○5番
(山口金光議員)

5番、山口議員。

御理解はさせていただきますが、ただ、理解するにはどうしても必要なのは補強改築案ではどこまでできる。それからいま狙っているのは、そこにプラス何十億かを足して、51億円になるまで足して、ここを確保するんですと。ここを明快にしてもらえれば議論はスタート、もう一回できるんだと。そこが、この議会の中ではまだクリアされていないのではないかと私の質問でありました。で、時間ゼロになりましたので。

○議長

山口議員、時間になりましたので、次からは時間配分を考えて頑張ってください。

○5番
(山口金光議員)

じゃあ終わります。

○議長

5番、山口金光議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

次にお諮りいたします。

会期日程表のとおり、9日、11日、16日は議事整理のため、10日、14日、15日は予算特別委員会開催のため本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、9日、11日、16日は議事整理のため、10日、14日、15日は予算特別委員会開催のため、本会議を休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、17日、午前10時開議としますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時01分 散会